

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (懲戒処分の効力) 第9条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を教職員に交付したときに発生するものとする。 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第97条の2第2項に定める方法によって公示し、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第97条の2第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分の交付があったものとみなす。 (中 略)</p>	<p>(懲戒処分の効力) 第9条 (同 左) 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示し、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分の交付があったものとみなす。 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>別表(第3条関係) 懲戒処分の事由 (中 略) 5. 倫理規程違反関係 (1) } (略) (13) } (14) <u>利害関係者と共に飲食(供応接待を受ける場合を除く。)をしたとき。</u> (15) } (略) (16) } (17) <u>利害関係者に該当しない事業者等から通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたとき。</u> (18) } (略) (19) } (20) (略) (後 略)</p>	<p>別表(第3条関係) 懲戒処分の事由 5. 倫理規程違反関係 (1) } (同 左) (13) } (14) } (同 左) (15) } (16) <u>利害関係者をして、第三者に対して(3)から(15)までの違反行為欄に掲げる行為をさせたとき。</u> (17) <u>利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたとき。</u> (18) } (同 左) (19) } (20) <u>他の教職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り、又は享受したとき。</u> (21) <u>倫理規程違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし、又は隠ぺいしたとき。</u> (22) <u>自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に、倫理監督者に届け出なかったとき又は虚偽の事項を倫理監督者に届け出たとき。</u> (23) (同 左)</p>